日南市移住促進住宅条例

（設置）

第１条　本市への移住・定住を促進し、人口の増加による市の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び移住準備の利用に供する日南市移住促進住宅（以下「移住促進住宅」という。）を設置する。

（名称及び位置等）

第２条　移住促進住宅の名称、位置及び戸数は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 戸数 |
| 目井津ヶ丘団地移住促進住宅 | 日南市南郷町西町1番地187 | １ |

（使用の許可及び制限等）

第３条　移住促進住宅を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

２　市長は、移住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付すことができる。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

　(1)　移住促進住宅における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められると

き。

　(2)　移住促進住宅及び附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

　(3)　前２号に掲げるもののほか、使用させることが移住促進住宅の管理上支障があると

認められるとき。

（使用料）

第４条　使用料は、無料とする。

（使用者の義務）

第５条　使用者は、許可の条件及び市長の指示に従い、常に善良な使用者としての注意を払わなければならない。

２　使用者は、移住促進住宅の使用を終了したときは、直ちに現状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第６条　使用者は、自己の責めに帰すべき理由により移住促進住宅及び附属設備等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　この条例は、平成23年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この条例は、令和元年12月13日から施行する。